

第3回 養父市国家戦略特区 区域会議資料

養父市 中山間農業改革特区

平成27年9月3日
養父市長 広瀬 栄

養父市 中山間農業改革特区の更なる推進に向けて

農業生産法人の追加

◆ 今回新たに3事業者を追加

- ①株式会社トーヨーエネルギーファーム（福島県相馬市）
 - 養父市大藪地区にてトマトの栽培（露路・ハウス）をおこなう。
 - 家畜糞尿を原料としたバイオマス発電施設の併設を計画中で、ハウスへの熱供給と共に畜産振興に寄与。
- ②山陽Amnak株式会社（兵庫県三木市）
 - 養父市能座地区にて酒米を主とする米の栽培をおこなう。
 - 日本酒を製造し販売。将来は海外への販売を検討。
- ③福井建設株式会社（養父市） & 株式会社オーク（兵庫県豊岡市）
 - 養父市高柳地区にてもち米を主とする米の栽培をおこなう。
 - 日本のソウルフードといえる餅の製造・販売により、養父市の特徴を活かした経済の振興に寄与。

◆ 既認定事業者と合わせて更なる中山間農業改革へ

既認定事業者数 8 事業者  今回認定後事業者数 11 事業者

◆ 期待される効果の見込み

- 効果1 特区事業者による営農面積の拡大
5年後 約70ヘクタール
(参考：H26 荒廃農地面積 約230ha)
- 効果2 6次産業化による雇用の創出
5年後 約100人

シルバー人材センター会員の労働時間等拡大

◆ 高齢者が十分に活躍できる環境を整えるため、法改正により追加された規制改革事項を活用

国家戦略特区法 第24条の2 国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業の活用（平成27年9月1日施行）

元気な高齢者が十分に働ける環境づくりへの第1歩！

- 養父市内の事業者へ会員を派遣する場合、最大40時間までの派遣労働が可能に
- 派遣元は 公益社団法人 兵庫県シルバー人材センター協会

追加すべき新たな規制改革事項について【その1】

農業生産法人の更なる要件緩和（農地法第3条第2項第2号）

◆継続的な農業経営をする場合、農業生産法人の経営基盤の安定や農業者の負担を軽減することで農地の活用が見込まれる場合は、次の要件緩和を行う。

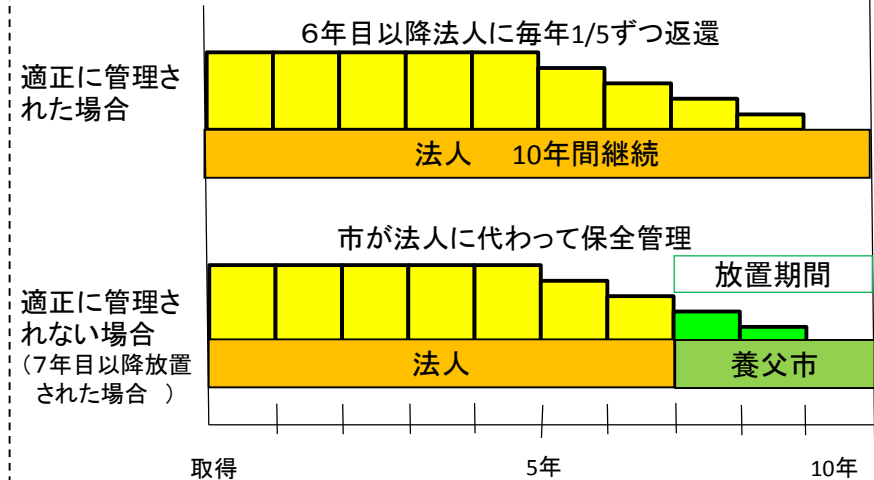
- 農業者以外の議決権（出資比率）を1/2以上にする。
- 事業要件について当該法人事業において農業以外の売上高が1/2以上でも認める。

☞ 当該要件緩和に対応するため市独自で農地を保全するための仕組みを整備

農地保全の流れ

- ①要件緩和の対象となった法人が農地を取得する際に、市が10aあたり15万円の積立金（3万円/10a×5年分）を徴収し、法人が所有する農地に保全の必要が生じた際の原資とする。
- ②市は、法人が所有する農地を適正に保全管理しない場合は、必要な保全措置を講じるよう指導する。
- ③法人が保全措置を講じない場合は、積立金を活用して保全管理するとともに、当該所有権の譲渡しのあっせんに努める。

【積立金の管理】



シルバー人材センター会員の更なる労働時間等拡大（職業安定局長通知等）

◆高齢化が進展する過疎地域において高齢者が十分に活躍できる環境を整えるため、次の要件緩和を行う。

- 臨時的且つ短期的な就業の目安である月10日について日数を拡大する。
- その他の軽易な業務に係る就業の目安である週20時間について時間を拡大する。


派遣業務だけでなく、臨・短・軽の拡大が労働力確保につながる！

追加すべき新たな規制改革事項について【その2】

中山間地域における遠隔医療の実施に係る規制緩和（薬事法等）

近未来技術実証の場として特区を活用

- ◇交通手段の乏しい地域での遠隔医療
- ◇ドローンの活用による医薬品の販売

- 
- ◆中山間地等の患者の通院等の負担軽減
 - ◆定期的な診療による、糖尿病患者等の重症化予防
 - ◆重症化予防による医療費の削減

○ 遠隔モニタリング(日常的)



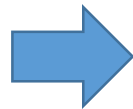
家庭で血圧・血糖値測定



バイタル情報遠隔モニタリング

ドローンを活用し医師、薬剤師、若しくは患者
が指定する第三者による**医薬品の配送**

○ 遠隔診療(定期的)



処方箋・調剤

◆中山間地域における地域医療の充実を図るため、遠隔医療の実施及び関連する規制の緩和を行う。

「『日本再興戦略』改訂2015」に盛り込まれた次の規制緩和の早期実現を！

1. テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例
2. 遠隔診療の取扱いの明確化
3. 小型無人機に係る健全な利活用の実現
4. 小型無人機の実証等に関する無線局免許の迅速化